６月８日更新　補助金情報

①小規模事業者持続化補助金

・小規模事業者持続化補助金（＝持続化補助金）は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

申請をご検討の方は下記のガイドブックを予めご確認ください。

ガイドブック：　https://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i_guidebook_ver7.pdf
申請方法　：　申請方法　｜　小規模事業者持続化補助金（一般型）　(jizokukahojokin.info)

受付締切	第 13 回 2023 年 9 月 7 日(木)（郵送：締切日当日消印有効）
補助上限額	50 万円（通常枠） 200 万円（賃金引上げ枠、卒業枠、後継者育成枠、創業枠） ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限に 50 万円を上乗せ
補助率	補助対象経費の２/３　※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については３/４
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費（インターネット広告・バナー広告などを含む）、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託費・外注費 ※③ウェブサイト関連費のみでの申請は不可 ※「業務効率化のためのソフトウェア」の経費は、③ウェブサイト関連費に該当

※申請には、商工会議所・商工会が発行する事業支援計画書（様式４）が必要となります。
第 13 回受付締め切り分は**令和５年８月 31 日(木)**までとなります。※期日には余裕をもってご依頼下さい。

申請書のダウンロード等　☞　https://r3.jizokukahojokin.info/

②事業再構築補助金

・ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。第１０回公募から「物価高騰対策・回復再生応援枠」、「産業構造転換枠」、「サプライチェーン強靱化枠」、成長分野への事業再構築を支援するべく売上高等減少要件を 撤廃した「成長枠」を新設するなど、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援する補助金です。
詳細はこちら　☞　事業再構築補助金（jigyou-saikouchiku.go.jp)

６月８日更新　補助金情報

【第１０回公募】

受付締切	2023 年 6 月 30 日(金)（電子申請：18：00）
補助上限額	申請する枠により異なりますので、詳細は公募要領をご確認ください
補助率	公募要領　：　koubo.pdf (jigyou-saikouchiku.go.jp)
補助対象経費	[サプライチェーン強靭化枠以外] 建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費 [サプライチェーン強靭化枠] 建物費、機械装置・システム構築費

③IT 導入補助金

・中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するＩＴツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助する制度です。

各回の締切りは以下の URL よりご確認ください

事業概要　：　事業概要 ｜ IT 導入補助金 2023 (it-hojo.jp)

申請スケジュール：　スケジュール ｜ IT 導入補助金 2023 (it-hojo.jp)

④滋賀の魅力を活用するちいさな企業新事業応援補助金（二次募集）

・この補助金は、県内小規模事業者の「しがの資源」を活用した取組に関する計画の実現に必要な経費の一部を補助することで、小規模事業者の成長・発展と滋賀県経済の活性化を図るとともに、経営革新計画策定への更なる発展の意欲を高めることを目的としています。

受付期間	2023 年 6 月 5 日(月)～7 月 7 日(金)12：00 まで
補助上限額	50 万円
補助率	2/3 以内
対象者	県内に本店が所在する小規模事業者
対象事業	交付決定の日から令和 6 年 2 月 28 日の間に実施される下記に挙げる事業 **1．新商品等市場化事業** 新商品・新技術・新役務の商品化のための試作、改良、実験、品質検査事業、デザイン等の改善事業 **2．販路開拓事業** 販路開拓のための展示会等への参加、調査、指導、研修事業、広報事業

※詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

６月８日更新　補助金情報

→ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/324885.htm

⑤ながはまチャレンジ＆イノベーション応援事業補助金

地域内でのイノベーション創出に向けて、長浜市内に事業所を有する中小企業者等がチャレンジする経営基盤の強化及び事業の成長・拡大に資する取組に対し、経費の一部を助成

【募集案内】

https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12798/R5_bosyuuannnai.pdf

受付期間	令和５年６月 12 日（月）８：30 分から令和５年７月 21 日（金）午後５時まで
補助上限額	200 万円　※デジタル化に関する事業に該当するハードウェア購入費の上限は 30 万円
補助率	1/2
対象者	長浜市内に当該補助事業を行う拠点を有する中小企業者等 （中小企業等経営強化法第２条第２項に規定する者） ただし、個人の場合は長浜市民に限る。
対象事業	**（1）デジタル化に関する事業** 生産性向上や業務の効率化に向けてデジタル技術を活用する取組 【例】 1　企業 DX につながる取組 2　生産管理のデジタル化 3　RPA による定型業務の自動化 4　電子商取引への転換（EC 、会計システム等） 5　カメラを使った遠隔監視の導入　等 **（2）販路拡大に関する事業** 今後のビジネス展開を見据えた販路・事業拡大に向けた取組 【例】 1　販路・事業拡大に必要とされる機械装置等の導入 2　全国規模や海外展開に向けた展示会や商談会への出展 3　販路開拓に関する調査、指導、研修の実施 4　商品のパンフレットや PR 動画の製作　等 ※すでに完成した製品・商品等（試作品含む）に対する事業であることが条件となります。（新製品開発の基礎研究等は対象外） **（１）、（２）ともに補助対象事業費 200 万円以上の事業に限る**

補助金詳細・申請フォーム　→　ながはまチャレンジ＆イノベーション応援事業補助金（令和　５　年度）　｜　長浜市 (nagahama.lg.jp)

６月８日更新　補助金情報

お問合せ：長浜市産業観光部商工振興課　0749-65-8766
※個別相談は適宜受け付けていますが必ず事前予約が必要となります。予約のない急な来庁には対応できない場合があります。

⑥長浜市まちなか出店支援事業補助金《2 次募集》

長浜市では、伝統的街並み景観の維持保全に重点を置いた遊休不動産流動化策を展開し、コロナ禍において急増したまちなかの空き店舗数は、コロナ流行前の水準にまで回復してきました。

令和５年度は、さらなる空き家・空き店舗の解消とともに、歴史や文化等の長浜らしさを感じられ、まちの魅力をより高められる事業の出店促進を目的として以下の事業を実施しています。

【募集案内】
https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12509/2jiboshuu.pdf

<table>
<tr><td>受付期間</td><td>令和５年６月８日（木）～令和５年８月 15 日（火）
※審査会は令和５年８月 31 日（木曜日）を予定しています。プレゼンテーションがあるため、応募者は出席必須です。</td></tr>
<tr><td>補助上限額</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">補助上限額</th></tr>
<tr><th>審査会の採点</th><th>補助上限額</th></tr>
<tr><td>69点以下</td><td>不交付</td></tr>
<tr><td>70点以上</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>80点以上</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>90点以上</td><td>150万円</td></tr>
</table>
長浜市住民まちづくり事業審査会の採点に応じて最大 150 万円の補助金を交付
（補助率：10/10）
また、新規創業者には 50 万円を加算

※補助対象経費が上表に定める金額を下回る場合は、補助対象経費の金額を補助上限額とする。

※応募者多数により、市の予算を上回る補助総額となった場合は、上表の上限額を下回る場合があります。その際は、事前に申請者へご連絡いたします。</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>長浜市内に当該補助事業を行う拠点を有する中小企業者等
（中小企業等経営強化法第２条第２項に規定する者）
ただし、個人の場合は長浜市民に限る。</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td>補助対象経費は以下 a に示すような遊休不動産への出店にかかる経費とし、かつ交付決定後から補助事業完了（期限：令和６年２月末）までに支出する経費とします。ただし、以下 b に示す経費は補助対象外となります。</td></tr>
</table>

６月８日更新　補助金情報

a.　補助対象経費の例

補助対象経費の例	
補助対象経費の区分	**補助対象経費の具体例**
店舗改修工事費	設計費、仮設工事、解体工事、外装・内装工事、機械設備工事、ガス工事、電気設備工事、 塗装工事、店舗改修工事に伴う諸経費　等
店舗看板作成・設置費	看板等のデザイン・制作・設置に係る費用　等
販促・PR費	新規出店店舗をPRするための印刷物、動画、ホームページ等の作成費、広告物の掲載・配布等にかかる外部事業者への委託費　等 ※補助事業実施期間内に完成・掲載・公開されるものに限る ※開業後も生じる維持管理費等、経常的な経費は除く

b.　補助対象外経費

(1) 汎用性のある什器･家具等備品の購入費（容易に補助対象事業以外の用途で使用できるもの）
(2) 開店後の店舗の運営において使用することが見込まれる消耗品等の経常的経費
(3) 遊休不動産の取得にかかる経費及び店舗の敷金･礼金･賃貸費
(4) 消費税、地方消費税
(5) 併用住宅の場合、店舗以外の部分にかかる経費
(6) 過去 10 年以内に長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金の交付を受けた物件であって、当時補助対象となった部分の改修にかかる経費
(7) 国や本補助金以外の地方公共団体または公共的団体から同一の事業について補助金等の交付を受ける費用

※国等の他の補助金と併用可能ですが、他の補助金にて補助対象となる経費は差し引きます。

補助金詳細･応募方法など

→ 長浜市まちなか出店支援事業補助金（令和 5 年度）《2 次募集》｜ 長浜市（nagahama.lg.jp）

６月８日更新　補助金情報

⑦そのほか　滋賀県・産業支援プラザの補助金等

・令和５年度に募集開始する「中小企業向け補助金」の説明動画をご覧ください。

プラザ・県庁が実施する各種補助金を、起業や技術開発、省エネなど目的ごとに分類し掲載されています。

産業支援プラザホームページ

☞ オンデマンド補助金説明 ｜ 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（shigaplaza.or.jp）

お問合せ先　(公財)滋賀県産業支援プラザ　情報企画課

TEL：077-511-1411　E-mail：jouhou@shigaplaza.or.jp

滋賀県ホームページ

☞ 支援・助成・補助｜滋賀県ホームページ（shiga.lg.jp）

お問合せ先　滋賀県商工観光労働部商工政策課

TEL：077-528-3713

各種補助金のお問合せや申請支援のご相談について

長浜商工会議所　中小企業相談所（TEL：0749-62-2500）までご連絡ください。